公職にある者の街頭演説に対する妨害の防止に関する法律（案）

（目的）

第一条　この法律は、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長（次条において「公職にある者」という。）が政治活動（選挙運動を除く。同条において同じ。）として行う街頭演説（屋内から街頭へ向かってする演説を含む。以下この条及び次条において同じ。）に対する妨害の防止に関し必要な事項を定めることにより、当該街頭演説の円滑な実施の確保を図るとともに、公衆が安全に、かつ、支障なく当該街頭演説を聴くことができる環境の確保に資することを目的とする。

（公職にある者の街頭演説に対する妨害の禁止）

第二条　何人も、公職にある者が政治活動として行う街頭演説に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一　拡声機の使用その他の騒音を発する方法により、当該街頭演説の聴取を著しく困難にし、その他当該街頭演説の実施を著しく困難にして、その中断又は中止を余儀なくさせるようにすること。

二　著しく粗野又は乱暴な言動によって当該街頭演説を実施する者に対して威力を加えることにより、当該街頭演説の実施を著しく困難にして、その中断又は中止を余儀なくさせるようにすること。

（妨害行為をしている者に対する命令）

第三条　警察官は、前条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、当該行為をやめるべきことを命ずることができる。

（罰則）

第四条　前条の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

（適用上の注意）

第五条　この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理　由

衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長が政治活動として行う街頭演説の円滑な実施の確保を図るとともに、公衆が安全に、かつ、支障なく当該街頭演説を聴くことができる環境の確保に資するため、当該街頭演説に対する妨害の防止に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。